

(2) 電気工作物の定義

(1) で区分された各電気工作物の定義は次のとおりである。

【 電気工作物 】

発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置された工作物であり、土地等に固定して設備されたものをいう。ただし、次の工作物は“電気工作物”から除外される。

① 船舶、車両、航空機等に設置される電気設備

(注) 陸上の固定した電気設備に電気を供給するための発電船、発電車、変電車等の工作物は、電気工作物の適用を受ける。

② 30V以上の電気設備と電氣的に接続されていない30V未満の電気設備

(注) 「電氣的に接続」とは、電線が直接接続されたり、変圧器、インバータ等によって接続されることをいう。

【 一般用電気工作物 】

概括的には、一般家庭や商店等に設備される電気工作物をいうが、厳密には、次の要件を全て満たす電気工作物を一般用電気工作物という。なお、一般用電気工作物は電気工事士法における規制対象物であり、その電工士の作業に従事するには、電気工事士法で定められた資格を必要とする。

(要件)

①～⑤の要件を全て満たす電気工作物が、一般用電気工作物である。

① 他の者から600V以下の電圧で電気の供給を受けている電気工作物であること。

* 他の者とは、一般電気事業者及び特定電気事業者であり、一般的には東京電力等の電力会社である。電力会社は、600V以下で電気を供給する場合、100V又は200Vの定められた電圧で電気を供給することから、上記条件は一般的に電力会社から100V又は200Vの電圧で電気の供給を受けている電気工作物を指す。

② 供給された電気を使用するための電気工作物であること。

* 一般家庭や商店等で電気を消費するに必要となる設備であり、具体的には次の設備が上げられる。

- ・屋内配線設備(屋内に布設された電線類、分電盤内のブレーカ類、壁に取付けられたコンセント類など…)
- ・屋側配線設備(建物の外壁に沿って布設された電線類、外壁に取付けられたコンセント類など…)
- ・屋外配線設備(庭などの敷地に布設された架空電線及び地中電線など…)
- ・小出力発電設備

600V以下の電気を発電する出力50KW未満の太陽電池発電設備、出力20KW未満の風力発電設備及び水力発電設備、出力10KW未満の内燃力を原動力とする火力発電設備及び燃料電池発電設備であつて、かつ、それらの合計出力が50KW未満のもの(総量規制)。

小出力発電設備は電気を発電するための設備であるが、電気事業法では、これを危険性の少ない小規模な発電設備とし、屋内配線設備等の一般用電気工作物と同一構内において電氣的に接続して設置するものであり、かつ、発電した電気を構外の電気工作物に常時電気を送出す(逆潮流)ものでない場合に限り、“電気を使用するための電気工作物”に含まれる一般用電気工作物に該当するとしている。

③ 電気の供給地点(受電点)とその電気を使用するための電気工作物が同一構内にあること。

* 電気の供給地点(受電点)とは、電気事業者(電力会社等)の電気工作物と電気需要者の電気工作物の財産分界点(責任分界点)をいう。従つて、電気の供給地点(受電点)を境に事業用電気工作物と一般用電気工作物が区分されることとなる。

この受電点と電気を使用するための電気工作物(小出力発電設備を含む)とが同一構内に設置されていなければ一般用電気工作物に該当しない。“構内”については、塀、堀等によって明確に区切られており、一般人が自由に立ち入ることがない区域とされている。

④ 構外の電気工作物と接続する電線路は、電気の供給を受けるための電線路のみであること。

* 受電線以外の電線路が構外の電気工作物と接続されている電気工作物は一般用電気工作物に該当しない。

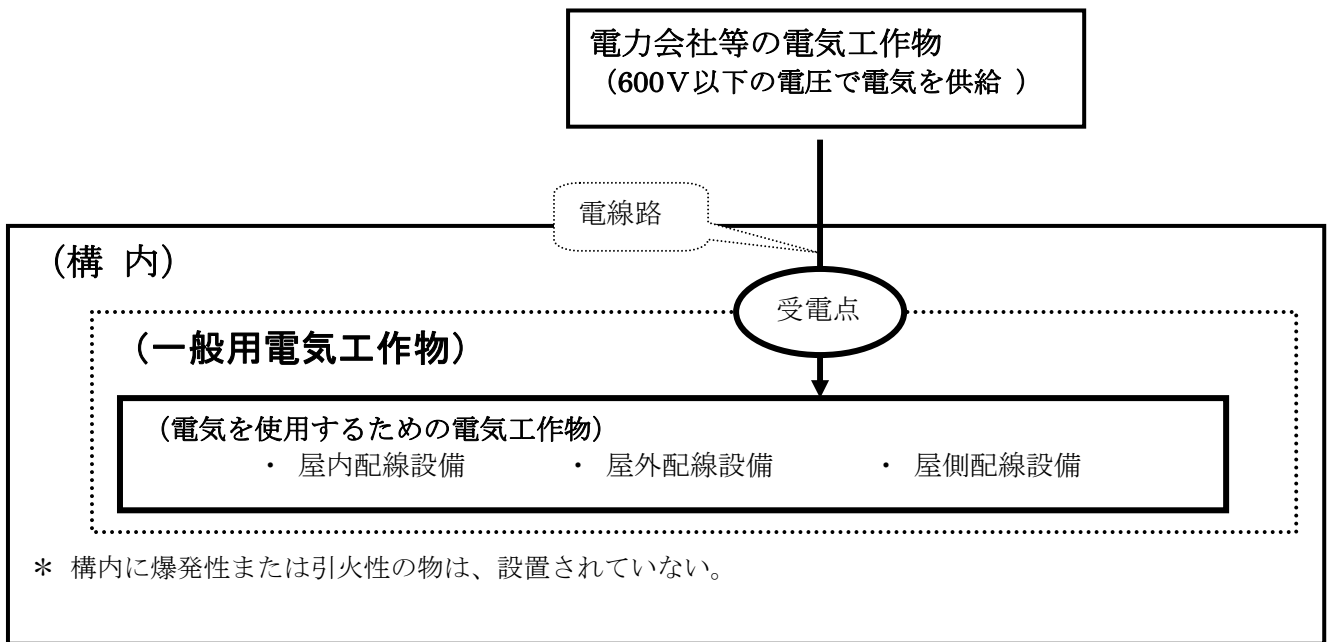
⑤ 電気工作物が爆発性または引火性の物が存在する場所に設置されていないこと。

* “爆発性または引火性の物が存在する場所”とは、具体的に次の場所をいう。

- ・火薬類取締法に規定される火薬類(火薬、爆薬及び火工品)を製造する事業場。
- ・鉱山保安規則が適用される鉱山のうち甲種炭坑又は平成7年通商産業省告示第615号で定める乙種炭坑。

①～⑤の要件を全て満たした一般用電気工作物を図解で示すと、下記の**図解1**、**図解2**のようになる。

(図解1) …小出力発電設備を持たない場合



(図解2) …小出力発電設備を持つ場合

